

令和 7 年度 都道府県単位保険料率について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおりとする。

1. 都道府県単位保険料率

北 海 道	10.31%	滋 賀 県	9.97%
青 森 県	9.85%	京 都 府	10.03%
岩 手 県	9.62%	大 阪 府	10.24%
宮 城 県	10.11%	兵 庫 県	10.16%
秋 田 県	10.01%	奈 良 県	10.02%
山 形 県	9.75%	和 歌 山 県	10.19%
福 島 県	9.62%	鳥 取 県	9.93%
茨 城 県	9.67%	島 根 県	9.94%
栃 木 県	9.82%	岡 山 県	10.17%
群 馬 県	9.77%	広 島 県	9.97%
埼 玉 県	9.76%	山 口 県	10.36%
千 葉 県	9.79%	徳 島 県	10.47%
東 京 都	9.91%	香 川 県	10.21%
神 奈 川 県	9.92%	愛 媛 県	10.18%
新 潟 県	9.55%	高 知 県	10.13%
富 山 県	9.65%	福 岡 県	10.31%
石 川 県	9.88%	佐 賀 県	10.78%
福 井 県	9.94%	長 崎 県	10.41%
山 梨 県	9.89%	熊 本 県	10.12%
長 野 県	9.69%	大 分 県	10.25%
岐 阜 県	9.93%	宮 崎 県	10.09%
静 岡 県	9.80%	鹿 児 島 県	10.31%
愛 知 県	10.03%	沖 縄 県	9.44%
三 重 県	9.99%		

2. 適用時期

令和 7 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

(参考) 令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

(単位: %)

		令和6年度保険料率	令和7年度保険料率	現在からの変化分
		(a)	(b)	(b)-(a)
	全 国	10.00	10.00	0.00
1	北 海 道	10.21	10.31	+0.10
2	青 森	9.49	9.85	+0.36
3	岩 手	9.63	9.62	▲0.01
4	宮 城	10.01	10.11	+0.10
5	秋 田	9.85	10.01	+0.16
6	山 形	9.84	9.75	▲0.09
7	福 島	9.59	9.62	+0.03
8	茨 城	9.66	9.67	+0.01
9	栃 木	9.79	9.82	+0.03
10	群 馬	9.81	9.77	▲0.04
11	埼 玉	9.78	9.76	▲0.02
12	千 葉	9.77	9.79	+0.02
13	東 京	9.98	9.91	▲0.07
14	神 奈 川	10.02	9.92	▲0.10
15	新 潟	9.35	9.55	+0.20
16	富 山	9.62	9.65	+0.03
17	石 川	9.94	9.88	▲0.06
18	福 井	10.07	9.94	▲0.13
19	山 梨	9.94	9.89	▲0.05
20	長 野	9.55	9.69	+0.14
21	岐 阜	9.91	9.93	+0.02
22	静 岡	9.85	9.80	▲0.05
23	愛 知	10.02	10.03	+0.01
24	三 重	9.94	9.99	+0.05
25	滋 賀	9.89	9.97	+0.08
26	京 都	10.13	10.03	▲0.10
27	大 阪	10.34	10.24	▲0.10
28	兵 庫	10.18	10.16	▲0.02
29	奈 良	10.22	10.02	▲0.20
30	和 歌 山	10.00	10.19	+0.19
31	鳥 取	9.68	9.93	+0.25
32	島 根	9.92	9.94	+0.02
33	岡 山	10.02	10.17	+0.15
34	広 島	9.95	9.97	+0.02
35	山 口	10.20	10.36	+0.16
36	徳 島	10.19	10.47	+0.28
37	香 川	10.33	10.21	▲0.12
38	愛 媛	10.03	10.18	+0.15
39	高 知	9.89	10.13	+0.24
40	福 岡	10.35	10.31	▲0.04
41	佐 賀	10.42	10.78	+0.36
42	長 崎	10.17	10.41	+0.24
43	熊 本	10.30	10.12	▲0.18
44	大 分	10.25	10.25	0.00
45	宮 崎	9.85	10.09	+0.24
46	鹿 児 島	10.13	10.31	+0.18
47	沖 縄	9.52	9.44	▲0.08

令和7年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：％)

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
			年齢調整	所得調整			インセンティブ 分	
全 国	5.35	5.35	—	—	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	5.67	6.21	▲ 0.33	▲ 0.22	10.32	10.30	10.31	0.010
2 青 森	5.19	6.35	▲ 0.37	▲ 0.79	9.85	9.84	9.85	0.007
3 岩 手	5.02	5.99	▲ 0.35	▲ 0.62	9.68	9.61	9.62	0.010
4 宮 城	5.42	5.91	▲ 0.16	▲ 0.33	10.07	10.10	10.11	0.010
5 秋 田	5.37	6.72	▲ 0.63	▲ 0.72	10.02	10.01	10.01	0.000
6 山 形	5.31	6.12	▲ 0.31	▲ 0.49	9.96	9.90	9.75	▲ 0.148
7 福 島	4.94	5.43	▲ 0.20	▲ 0.28	9.60	9.61	9.62	0.010
8 茨 城	5.05	5.07	▲ 0.04	0.02	9.70	9.66	9.67	0.010
9 栃 木	5.21	5.38	▲ 0.08	▲ 0.09	9.87	9.81	9.82	0.010
10 群 馬	5.10	5.20	▲ 0.02	▲ 0.08	9.75	9.76	9.77	0.010
11 埼 玉	5.12	5.02	▲ 0.01	0.11	9.77	9.75	9.76	0.010
12 千 葉	5.15	5.10	▲ 0.06	0.11	9.80	9.78	9.79	0.010
13 東 京	5.26	4.46	0.17	0.63	9.91	9.90	9.91	0.010
14 神 奈 川	5.30	5.00	▲ 0.06	0.36	9.95	9.91	9.92	0.010
15 新 潟	4.86	5.32	▲ 0.15	▲ 0.31	9.51	9.59	9.55	▲ 0.040
16 富 山	4.98	4.95	▲ 0.07	0.11	9.64	9.68	9.65	▲ 0.027
17 石 川	5.21	5.19	▲ 0.01	0.04	9.86	9.87	9.88	0.010
18 福 井	5.28	5.47	▲ 0.14	▲ 0.04	9.94	9.93	9.94	0.010
19 山 梨	5.17	5.46	▲ 0.16	▲ 0.14	9.82	9.88	9.89	0.010
20 長 野	5.02	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17	9.68	9.76	9.69	▲ 0.067
21 岐 阜	5.28	5.39	▲ 0.00	▲ 0.10	9.94	10.01	9.93	▲ 0.079
22 静 岡	5.11	5.07	▲ 0.04	0.08	9.76	9.79	9.80	0.010
23 愛 知	5.33	4.92	0.19	0.23	9.98	10.02	10.03	0.010
24 三 重	5.25	5.22	0.02	0.01	9.90	9.98	9.99	0.010
25 滋 賀	5.22	5.28	0.08	▲ 0.14	9.88	9.96	9.97	0.010
26 京 都	5.39	5.28	0.07	0.04	10.05	10.02	10.03	0.010
27 大 阪	5.60	5.32	0.16	0.12	10.25	10.23	10.24	0.010
28 兵 庫	5.51	5.52	0.02	▲ 0.03	10.17	10.15	10.16	0.010
29 奈 良	5.42	5.88	▲ 0.02	▲ 0.43	10.08	10.02	10.02	0.001
30 和 歌 山	5.46	6.06	▲ 0.08	▲ 0.52	10.11	10.19	10.19	▲ 0.001
31 鳥 取	5.26	6.09	▲ 0.16	▲ 0.67	9.92	9.92	9.93	0.010
32 島 根	5.45	6.24	▲ 0.27	▲ 0.52	10.11	10.05	9.94	▲ 0.106
33 岡 山	5.49	5.66	0.06	▲ 0.23	10.15	10.16	10.17	0.010
34 広 島	5.31	5.41	0.04	▲ 0.14	9.96	9.96	9.97	0.010
35 山 口	5.56	5.83	▲ 0.17	▲ 0.10	10.21	10.35	10.36	0.010
36 徳 島	5.73	6.20	▲ 0.11	▲ 0.36	10.38	10.49	10.47	▲ 0.025
37 香 川	5.59	5.99	▲ 0.05	▲ 0.35	10.24	10.20	10.21	0.010
38 愛 媛	5.47	5.95	▲ 0.01	▲ 0.47	10.12	10.17	10.18	0.010
39 高 知	5.48	6.03	▲ 0.17	▲ 0.39	10.13	10.12	10.13	0.010
40 福 岡	5.65	5.90	0.04	▲ 0.29	10.30	10.30	10.31	0.010
41 佐 賀	6.06	6.93	▲ 0.19	▲ 0.68	10.71	10.77	10.78	0.010
42 長 崎	5.67	6.70	▲ 0.27	▲ 0.76	10.33	10.40	10.41	0.010
43 熊 本	5.64	6.34	▲ 0.10	▲ 0.60	10.29	10.26	10.12	▲ 0.137
44 大 分	5.62	6.41	▲ 0.22	▲ 0.57	10.27	10.29	10.25	▲ 0.048
45 宮 崎	5.33	6.21	▲ 0.13	▲ 0.75	9.99	10.14	10.09	▲ 0.048
46 鹿 児 島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90	10.29	10.30	10.31	0.010
47 沖 縄	5.03	6.41	0.11	▲ 1.48	9.69	9.44	9.44	▲ 0.002

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51％）、前期高齢者納付金等（3.38％）、保健事業費等（0.78％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.65％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加減算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第133回運営委員会（令和6年12月23日開催）のインセンティブに係る資料（資料3）の「令和5年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

第 134 回全国健康保険協会運営委員会（令和 7 年 1 月 29 日開催）

における保険料率に関する意見の概要

- 令和 6 年度の決算見込みについて、5,000 億円を超える大幅な黒字であり、見込み通りであれば令和 7 年度末には準備金が 6 兆円となる。前回の運営委員会で準備金の考え方を示していただき、運営委員から様々な意見があったが、今後、準備金の議論を加速させていかなければいけない。医療費の予測を踏まえ、長期的な視点で財政計画を策定することが重要であり、準備金の状況を分かりやすく公開し、理解と信頼を得ることが必要である。
- 6 兆円の準備金について 10 年で枯渇するかもしれないというのは、我々経済団体からすると気になる場所である。一般的な会社であれば、経営状況が 10 年で悪くなるが貯金はいっぱいあるという経営は、ステークホルダーからすると容認しがたい。
- できる限り長く 10%を超えないよう、中長期的に安定した財政運営を目指す観点から、令和 7 年度平均保険料率の 10%維持に異論はなく、法令に基づき算定した都道府県単位保険料率と承知している。
一方、事務所で加入者に保険料率を周知する健康保険委員の立場からすると、広報の対象となる加入者が保険料率に関する知識、理解が深まるような、わかりやすい広報に取り組んでいただくことが重要と考えている。
- 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見に反対の意見なしとのことで安心した。異論はない。
- 都道府県単位保険料率について、料率格差が今年度よりも広がっているところは課題。支部の地域医療への働きかけを強化していただきたい。また、上げ幅が大きい支部もあるところである。そうした中で支部の意見を見ると、支部間格差の縮小や保険料率の安定化、都道府県単位保険料率の算定方法、インセンティブ制度の見直しについて声が上がっている。こうした支部の意見も受け止め、料率の格差解消に向け、縮小に向けた研究、取り組み等をお願いしたい。
- 令和 7 年度都道府県単位保険料率について、最高料率と最低料率の差が令和 7 年度は 1.34%となっており、令和 6 年度の 1.07%より支部間格差

が広がっている。この差が国民皆保険の立ち位置で、どこまで平等性を持っているのかというところもある。

インセンティブ制度についても協会けんぽからの広報で事業主や加入者が反応して健康増進することで料率が増減に結びついているのかいささか疑問である。今後は、理解しづらい仕組みであるとの声も上がっていることから現行の仕組みについて見直しをする余地がある。

- 支部間格差において議論がされているが、年齢や所得の調整、過去の精算分を踏まえられており、公正面の観点で考慮されているから支部からの意見がおおむね賛成となっているものと理解している。

準備金に関して、運用との意見が散見されており、難しいと思うが、少なくとも経済状況に応じた準備金の位置づけの整理は必要であると感じる。

- インセンティブ制度の検証も前回調査から5年経過しており、検証の結果として持ち出すのはよろしくない。現状をしっかりと検証すべきである。